

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用者数

令和5年度採用試験による令和6年4月1日付け採用職員数は次のとおりです。(単位:人)

区分	一般行政	建築	保育士	土木	保健師	技能労務	計
男	1	1					2
女	4		1				5
計	5	1	1				7

(2) 退職者数

令和5年度に退職した職員の状況は次のとおりです。(単位:人)

区分	一般行政	建築	保育士	土木	保健師	技能労務	計	退職者の再就職等の状況		
男	2						2	退職者	再任用	再就職
女	2		2				4	6	0	2
計	4		2				6			

(3) 職員数

令和6年4月1日現在の各任命権者の条例定数及び職員数は次のとおりです。(単位:人)

区 分	一般行政職	技能労務職	計	条例定数
町長の事務部局の職員	221 人	7 人	228 人	260 人
議会の事務局の職員	3 人	0 人	3 人	3 人
選挙管理委員会の職員	1 人	0 人	1 人	1 人
監査委員会の事務局の職員	1 人	0 人	1 人	1 人
教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員	41 人	4 人	45 人	45 人
農業委員会の職員	4 人	0 人	4 人	4 人
上下水道事業の企業職員	11 人	0 人	11 人	16 人
計	282 人	11 人	293 人	330 人

※職員数は、毎年度総務省へ報告する「地方公共団体定員管理調査」の数値です。

※条例定数は、「互理町職員定数条例」に規定する職員定数です。

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

(単位:人)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 増 減	主 な 増 減 理 由
		6 年	5 年		
一 般 行 政 部 門	議 会	3	3		
	総 務	56	55	1	デジタル化関連体制強化のため
	税 務	16	16		
	民 生	90	91	△ 1	他部門職員充実のため
	衛 生	17	17		
	農 林 水 産	15	15		
	商 工 労 働	9	8	1	企業誘致関連業務増のため
土 木	20	21	△ 1	他部門職員充実のため	
小 計	226	226			
特別行政部門	教 育	41	42	△ 1	指定管理を見据え事務の効率化を図ったため
一 般	会 計 計	267	268	△ 1	
公 営 企 業 等 部 門	水 道	6	6		
	下 水 道	5	5		
	そ の 他	15	12	3	法改正による会計間異動のため
	小 計	26	23	3	
合 計		293	291	2	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(5) 定員適正化計画

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	6年	7年	8年	9年	10年	計
一般行政	減員	0	△ 7	△ 2	△ 3	0	△ 12
	増員	0	10	2	3	1	16
	差引増減員数	0	3	0	0	1	28
	職員数	226	229	229	229	230	230
教 育	減員	0	△ 1	0	0	0	△ 1
	増員	0	0	0	0	0	0
	差引増減員数	0	△ 1	0	0	0	1
	職員数	41	40	40	40	40	40
公営企業等 会 計	減員	0	△ 1	0	0	0	△ 1
	増員	0	0	0	0	0	0
	差引増減員数	0	△ 1	0	0	0	1
	職員数	26	25	25	25	25	25
計	減員	0	△ 9	△ 2	△ 3	0	△ 14
	増員	0	10	2	3	1	16
	差引増減員数	0	1	0	0	1	30
	職員数	293	294	294	294	295	295

(6) 定員適正化計画の年次別推進状況(実績)の内訳

(各年4月1日現在)

区分	令和5年 計画前年	令和6年 1年目	令和7年 2年目	令和8年 3年目	令和9年 4年目	令和10年 5年目	
福祉関係を除く一般行政	減員						(減員事由)
	増員						(増員事由)
	職員数	3	3				
	減員						(減員事由)
	増員		1				(増員事由)
	職員数	55	56				デジタル化関連体制強化 (減員事由)
	減員						(増員事由)
	職員数	16	16				
	減員						(減員事由)
	増員						(増員事由)
	職員数	1	1				(減員事由)
	減員						(増員事由)
	職員数	15	15				
	減員						(減員事由)
増員		1				(増員事由)	
職員数	7	8				企業務政関連業務増のため (減員事由)	
減員						(増員事由)	
職員数	21	20				他部門職員充実のため (増員事由)	
減員							
職員数	118	119					
福祉関係	減員						(減員事由)
	増員						他部門職員充実のため (増員事由)
	職員数	91	90				
	減員						(減員事由)
増員						(増員事由)	
職員数	17	17					
減員							
職員数	108	107					
一般行政計	減員						
	職員数	226	226				
教 育	減員						(減員事由)
	増員		1				(増員事由)
	職員数	42	41				給与管理を見直し、事務の効率化を図ったため
	減員						(減員事由)
公営企業等	増員						(増員事由)
	職員数	6	6				
	減員						(減員事由)
	増員						(増員事由)
	職員数	5	5				
	減員						(減員事由)
増員		3				(増員事由)	
職員数	12	15				法改正による会計間異動のため	
減員							
職員数	23	26					
総 合 計	減員						
	職員数	291	293				

2 職員の給与の状況

(1) 令和5年度人件費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳人口 (R6.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
32,926	15,126,586	413,762	2,447,598	16.2	15.3

(2) 令和6年度職員給与費の状況(普通会計予算)

職員数 (A)	給与費				1人あたり 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
276	957,706	178,507	380,696	1,516,909	5,496

- ※ 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額・平均給与月額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	給料	給与	年齢	給料	給与	年齢
	円	円	歳	円	円	歳
亘理町	298,900	354,900	41.3	294,300	314,500	55.4
県	321,390	413,589	42.3	298,719	334,548	53.2
国	323,823		42.1	288,144		51.2

- ※ 給与とは、給料に扶養・住居・通勤などの諸手当を含んだものです。

(4) ラスパイレス指数の状況

R5.4.1現在	亘理町	県	国
	95.0	100.2	100.0

- ※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を表します。
※ 亘理町のラスパイレス指数は21町村中12番目、34市町村中21番目です。

(5) 職員の初任給の状況

区分	亘理町(国と同じ)		
	初任給	2年後の給料額	
一般行政職	大学卒	196,200円	206,600円
	高校卒	166,600円	174,900円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区分	10年以上15年未満			15年以上20年未満			20年以上25年未満		
	大学卒	268,400円	296,600円	344,200円	225,800円	269,900円	323,700円	該当なし	該当なし
一般行政職	大学卒	268,400円	296,600円	344,200円	225,800円	269,900円	323,700円	該当なし	該当なし
	高校卒	225,800円	269,900円	323,700円	該当なし	該当なし	該当なし		
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし					

- ※ 経験年数とは、採用前に民間企業等に勤務した期間がある場合に、その期間を換算し採用後の勤務期間に加算した年数です。
※ 経験年数に該当する職員がない場合に、「該当なし」と表示しています。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

級別	1	2	3	4	5	6	7	計	
標準的な職務内容	主事・技師		副班長	班長	課長				
職員数 (人)	51	11	30	43	33	6	8	182	
構成比 (%)	28.0	6.0	16.5	23.6	18.1	3.3	4.4	100	
参考	1年前の構成比	26.6	9.6	16.4	20.3	17.5	5.1	4.5	100
	5年前の構成比	20.2	17.9	22.0	19.0	16.7	3.6	0.6	100.0

- ※ 1. 亘理町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 職員手当の状況

区 分	亘 理 町	国
期 末 手 当	<令和6年4月1日現在> 6 月期 1. 2 2 5 月分 1 2 月期 1. 2 2 5 月分 計 2. 4 5 月分 職制上の段階・職務の級等による加算措置あり	勤 勉 手 当 1. 0 2 5 月分 1. 0 2 5 月分 2. 0 5 月分
退 職 手 当	<令和6年4月1日現在> 勤続 2 0 年 19.6695 月分 勤続 2 5 年 28.0395 月分 勤続 3 5 年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分	勸 奨 ・ 定 年 24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分
扶 養 手 当	① 子 10,000 円 ② 子以外 6,500 円 ※満 1 6 歳の年度始めから満 2 2 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000円加算	同じ内容
住 居 手 当	貸家・貸間 ① 月額27,000円以下 家賃-16,000円 ② 月額27,000円を超える (家賃-27,000円)÷2+11,000円 (28,000円限度)	同じ内容
通 勤 手 当	交通機関利用 月額 55,000円まで全額支給 自動車等利用 2km~60km以上 2,000円~31,600円	同じ内容

- ※ 退職手当は、県内の市町村などで組織する宮城県市町村職員退職手当組合の退職手当条例により支給されます。

時 間 外 勤 務 手 当	令 和 5 年 度	支 給 総 額	
		職員 1 人当たり支給年額	53,121 千円
	令 和 4 年 度	支 給 総 額	55,883 千円
		職員 1 人当たり支給年額	240 千円

地 域 手 当	令 和 5 年 度	支 給 総 額	
		職員 1 人当たり支給年額	755 千円
	令 和 4 年 度	支 給 総 額	478 千円
		職員 1 人当たり支給年額	239 千円

(9) 特別職の報酬等の状況

区 分	給 料 月 額	期 末 手 当
給 料	町 長 843,000 円	6 月期 1. 7 月分 1 2 月期 1. 7 月分 計 3. 4 0 月分
	副 町 長 649,000 円	
報 酬	議 長 323,000 円	6 月期 1. 7 月分 1 2 月期 1. 7 月分 計 3. 4 0 月分
	副 議 長 268,000 円	
	議 員 256,000 円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等

- 勤務時間 8:30～17:15 (7時間45分) ※勤務時間は、勤務場所により異なる。
- 休憩時間 12:00～13:00

- 週休日 土曜日及び日曜日
- 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日
年末年始 (12月29日から1月3日まで)

(2) 休暇制度等

- 年次有給休暇 20日
- 病欠休暇
 - 公務災害の場合 必要と認められる期間
 - 結核性疾患の場合 1年以内の必要と認められる期間
 - 上記以外の場合 90日以内の必要と認められる期間

• 特別休暇

種類	内容・取得条件等	日数
産前休暇	出産予定の職員が申し出たとき	6週間
産後休暇	職員が出産したとき	8週間
健診休暇	妊娠又は出産をして健診を受けるとき	必要期間
乳幼児休暇	乳幼児の健診又は予防接種を受けるとき	必要期間
育児時間	生後1年未満の子を養育する職員が、授乳等を行うとき	1日1時間又は 1日2回各30分
出産休暇	妻の出産に伴い入退院に付添うとき	2日以内
育児参加休暇	妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育するとき	5日以内
看護休暇	小学校就学前の子の看護が必要なとき	5日以内 2人以上は10日以内
短期介護休暇	親族の介護や世話が 필요한とき	5日以内 2人以上は10日以内
つわり休暇	つわりのため勤務することが著しく困難なとき	10日以内
生理休暇	生理日において勤務することが著しく困難なとき	2日以内
結婚休暇	結婚するとき	7日以内
公民権休暇	選挙権その他公民権を行使するとき	必要期間
出頭休暇	証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方議会その他の官公署へ出頭するとき	必要期間
ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄液の提供者として、検査、入院等が必要なとき	必要期間
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで、社会に貢献する活動を行うとき	5日以内
忌引休暇	親族が死亡し葬儀、服喪のとき	配偶者10日など
夏季休暇	夏季の諸行事、心身の健康維持及び増進等を行うとき	5日以内
不妊治療休暇	不妊治療をするとき	5日以内

- ・介護休暇
親族を介護するとき、3回を超えず通算して6月を超えない期間内で認められる休暇
- ・育児休業
3歳未満の子を養育する職員に認められる休業

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分 (令和5年度)

	降給	降任	休職	免職	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分 (令和5年度)

		戒告	減給	停職	免職	計
一般服務違反関係	信用失墜行為	0	0	0	0	0
	職務専念義務違反	0	0	0	0	0
道路交通法違反	職務遂行中	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

- (1) 地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。
- ・法令等および上司の職務上の命令に従う義務
 - ・信用失墜行為の禁止
 - ・秘密を守る義務
 - ・職務に専念する義務
 - ・政治的行為等の制限
 - ・争議行為等の禁止
 - ・営利企業等の従事制限
- (2) 職務専念義務が免除される場合
- ① 法律に基づくもの
 - ・職務に従事させない処分を受けたとき（休職、停職）
 - ・職員団体の役員として在籍専従の許可を受けたとき
 - ・伝染病の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかったとき
 - ・育児休業
 - ・職員団体と適法な交渉をするとき
 - ② 条例に基づくもの
 - ・休日、休暇（年次有給休暇、病気休暇、特別休暇等）
 - ・休憩時間
 - ・その他（研修、健診など）

(3) 営利企業等への従事許可の主なもの

種類	許可数
農業	5
不動産の賃貸	0
その他	4
計	9

6 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 主な職員研修の状況（令和5年度）

① 宮城県市町村職員研修所研修

	研 修 名	受講者数
階 層 別 研 修	新規採用職員研修	12人
	一般職員研修Ⅰ（採用後3～7年）	13人
	一般職員研修Ⅱ（採用後8～12年）	16人
	監督者研修Ⅰ（新任係長級）	8人
	監督者研修Ⅱ（係長昇任後3～5年）	10人
	管理者研修Ⅰ（課長補佐級）	4人
	管理者研修Ⅱ（新任課長級）	3人
専門研修	管理者研修Ⅲ（現任課長級）	6人
	条例・規則作成研修（基礎編）	4人
	その他の専門研修	3人

② 宮城県市町村職員研修所以外の研修

- ・宮城県町村会 新規採用職員研修 12人
- ・宮城県市町村職員共済組合 メンタルヘルスセミナー 9人
- ・東北自治研修所 東北六県改正民法（相続関係）研修 1人
- ・宮城県職員厚生課 セルフケア研修 1人

(2) 人事評価の状況

・職務を遂行するに当たり発揮した能力及び掲げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価により、組織内の意識の共有化や業務改善等に寄っており、活力ある公務組織の実現や効率的な行政運営につながっている。また、任用、給与、その他の人事管理の基礎として活用している。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和5年度）

(1) 福利厚生制度に関する状況

①健康診断の状況

名称	受診者数
定期健診(循環器系)	309 人
定期健診(胸部X線)	300 人
腹部超音波	52 人
乳がん	88 人
子宮がん	83 人
前立腺がん	47 人
B型・C型肝炎ウイルス検査	13 人
人間ドック	119 人
脳ドック	53 人
定期健診事後指導	138 人
ストレスチェックシート	458 人

②共済制度（宮城県市町村職員共済組合・公立学校共済組合）

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は宮城県市町村職員共済組合・公立学校共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅貸付などの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である町の負担金によって賄われています。令和5年度において314,820千円の負担金を支出しました。

(2) 公務災害補償制度	
①通勤災害の認定状況(令和5年度)	1 件
②公務災害の認定状況(令和5年度)	6 件
(3) 公平委員会事務の状況	
①勤務条件に関する措置の要求の状況(令和4年度)	0 件
②不利益処分に関する不服申立ての状況(令和4年度)	0 件